



# 水道料金等の改定について

- 1 戸田市水道事業給水条例の一部を改正する条例・・・P2
- 2 水道料金の改定について・・・・・・・・・・・・・・・・P3
- 3 給水装置の新設又は改造に係る  
分担金及び水道利用加入金の改定について・・・P6



水安全部 総務課





# 1 戸田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

## 【概要】

令和6年6月に上下水道事業経営審議会より提出された「水道事業における適正な水道料金の設定について」の答申に基づき、「**委託料等事業費の増加**」、「**分担金等収入の減少**」、「**県水受水単価の改定**」等により、現行の料金水準では赤字額の急激な増加が予測されることを踏まえ、水道料金等の改定を行うため、水道事業給水条例の一部を改正する。

○改定内容 水道料金 **平均改定率33.66%**

※金額は税込

※一般家庭(2人)で使用の水道口径(20mm・水量30m<sup>3</sup>/2ヶ月)算出  
3,234円→4,301円(改定率32.99%)

分担金等 **すべての口径で県内平均額と同程度に引き上げ**

※水道メーター新設分(口径20mm):176千円→253千円(改定43.75%)

施行日 **令和7年4月1日**

※現在開会中の令和6年9月定例会において審議中  
議案第82号(上程:8/27 質疑:9/3 採決:9/25)



令和6年8月29日 上下水道事業経営審議会 【水道料金等の改定について】





## 2 水道料金の改定について①

(消費税抜 単位：千円)  
※当年度純利益が税抜のため

※総給水量：R7,8年度は実績値からの予測値。R9～過年度平均減率値  
※有収水量：R6予算の有収率(92.8%)を一律総給水量に乗じて算出

○料金回収率100%確保 ※[料金算定期間3年]

水道事業収益－営業収益		令和6年度予算	令和7年度予算(見込)	令和8年度予算(見込)	令和9年度予算(見込)
給水収益 [水道料金]		1,973,085	2,627,772	2,618,312	2,608,886
※基本：13,20,25,40,50,75,100,150mm					
※従量：～10,20,30,50,100,100～m <sup>3</sup>					
改定率 33.66%					
前年度比増減額		－	654,687	△ 9,460	△ 9,426
前年度比増減率		－	33.18%	-0.36%	-0.36%
その他の水道事業収益		428,232	473,872	462,882	452,552
水道事業収益 合計		2,401,317	3,101,644	3,081,194	3,061,438
水道事業費用		2,420,779	2,463,129	2,687,852	2,695,629
※費用算出方法 (基準：R6予算)		人件費：+2.07%(中財計R6-R8平均値)、動力費・光熱水費：+15.74%(R2-4平均値)、受水費：R8～+23.4%、委託料：R7=+4.62%(R2-4平均値),R8-9=包括委託：+18.0%,その他:+4.62%			
当年度純利益(収益-費用)		▲ 19,462	638,515	393,342	365,809
料金回収	供給単価(円)	133.57	178.53	178.54	178.54
	給水原価(円)	158.00	161.45	177.37	178.54
	料金回収率	84.54%	110.58%	100.66%	100.00%

うち9.3%  
受水費分

令和6年8月29日

上下水道事業経営審議会 【水道料金等の改定について】





## 2 水道料金の改定について②

※消費税込 ※令和5年9月時点  
※料金出典：各市町村HP

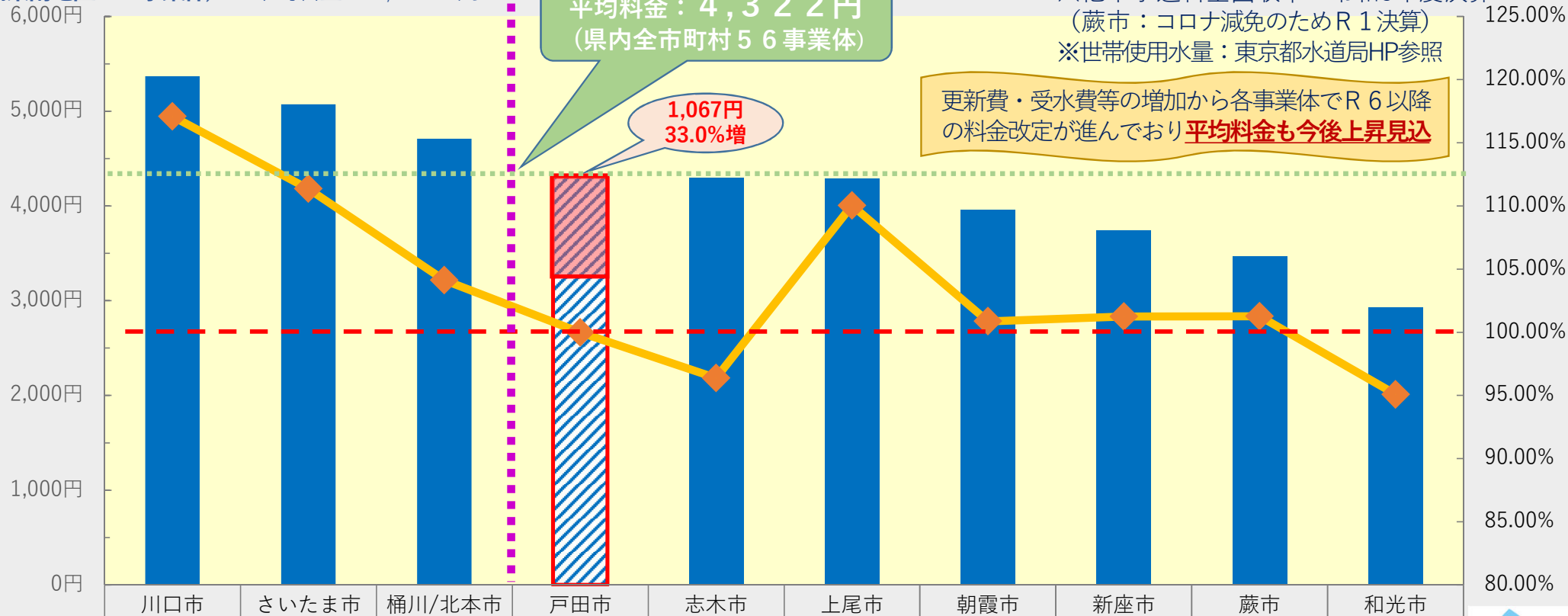
### ● 近隣他事業体との水道料金・料金回収率の比較 《一般家庭(2人)で使用の水道口径(20mm・水量30m<sup>3</sup>/2ヶ月)算出》

(日水協県南地区：10事業体) ※平均料金：4,213円

平均料金：4,322円  
(県内全市町村56事業体)

※他市水道料金回収率：令和3年度決算  
(蕨市：コロナ減免のためR1決算)  
※世帯使用水量：東京都水道局HP参照

更新費・受水費等の増加から各事業体でR6以降の料金改定が進んでおり平均料金も今後上昇見込



【改定/R9時点】

令和6年8月29日

上下水道事業経営審議会 【水道料金等の改定について】





## 2 水道料金の改定について③

※消費税込

○世帯人数別料金表 一般家庭用の20mm口径で平均的な世帯使用水量(東京都水道局HP参照)から2か月分料金を算出。 ※戸田市平均世帯人数：2.05人(R6.4)

世帯人数		改定内容	料金回収率 (100%) ※料金算定期間：3年
1人 [水量] 16m <sup>3</sup> 現行：2,156円	料金		<b>2,882円</b>
	改定額		726円
	改定率		33.67%
2人 [水量] 30m <sup>3</sup> 現行：3,234円	料金		<b>4,301円</b>
	改定額		1,067円
	改定率		32.99%
3人 [水量] 40m <sup>3</sup> 現行：4,114円	料金		<b>5,456円</b>
	改定額		1,342円
	改定率		32.62%
4人 [水量] 46m <sup>3</sup> 現行：4,906円	料金		<b>6,512円</b>
	改定額		1,606円
	改定率		32.74%
世帯平均改定率			<b>33.01%</b>



改定率  
33.66%

令和6年8月29日

上下水道事業経営審議会 【水道料金等の改定について】



5



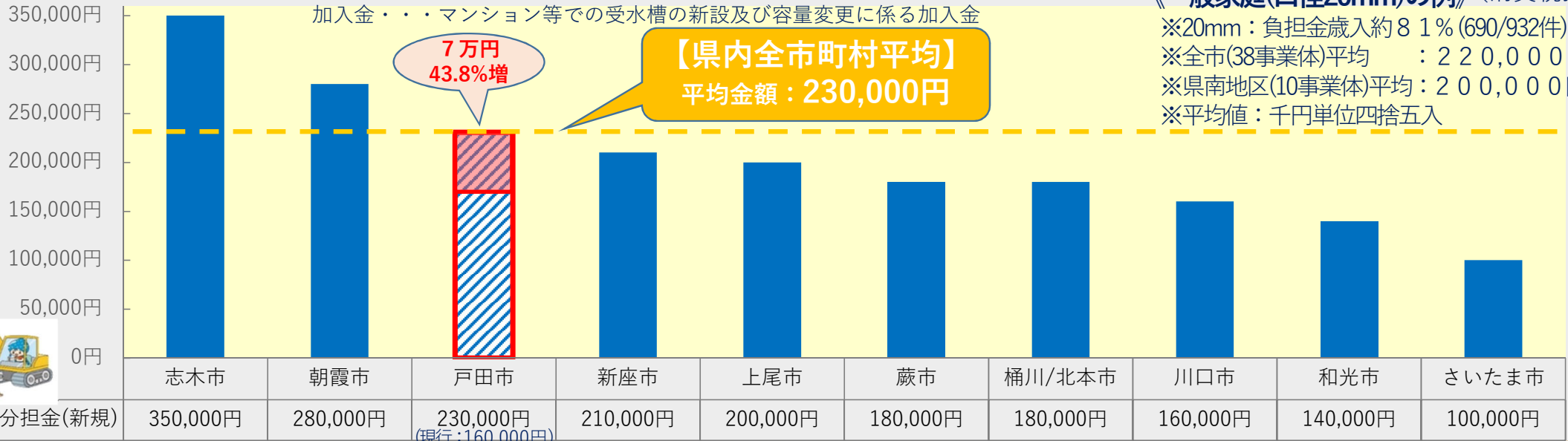
### 3 給水装置の新設又は改造に係る分担金及び水道利用加入金の改定について

○県内全市町村(56事業体)の平均値を参考に負担金(分担金・加入金)の額を引上げ、建設改良費の積立など事業経営の健全化を図る。対前年度比増減額・率は、令和2年度から令和4年度決算値の平均値と同率(▲6.05%)で算定。

分担金・・・住宅新築等での給水装置の新設及び口径変更に係る分担金  
 加入金・・・マンション等での受水槽の新設及び容量変更に係る加入金

《一般家庭(口径20mm)の例》(消費税抜)

※20mm：負担金歳入約8.1%(690/932件)  
 ※全市(38事業体)平均：220,000円  
 ※県南地区(10事業体)平均：200,000円  
 ※平均値：千円単位四捨五入



【県内全市町村平均】  
平均金額：230,000円

水道事業収益－営業収益

負担金 [分担金・加入金]

※新規：13,20,25,40,50,75,100,150mm  
 ※変更：13→20(96%),13→25,20→25mm

令和6年度予算

令和7年度予算(見込)

令和9年度予算(見込)

令和11年度予算(見込)

135,980

181,620

160,300

(単位：千円)  
R6比較 +4.04%  
141,480

前(々)年度比増減額

—

45,640

△ 21,320

△ 18,820

前(々)年度比増減率

—

33.56%

-11.73%

-11.74%

令和6年8月29日

上下水道事業経営審議会 【水道料金等の改定について】



6